

苦 契 号
平成25年6月4日

業 者 各 位

財 政 部 長
(財政部契約課担当)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

技能労働者の労務単価を定める平成25年度公共工事設計労務単価(新労務単価)は、建設投資の大幅な減少などにより、技能労働者の減少が続いていることから、労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映したものとなっております。

これを受け、本市の発注する工事においても、新労務単価を予定価格の積算に適用しているところです。つきましては、国からも建設業団体に通知しているところではありますが、下記について、下請業者への対応を含め、適切な対応をお願いします。

記

1 適正な賃金水準の確保と支払いについて

下請契約を行う場合については、適切な価格で契約するとともに、労働者への適切な賃金の支払いについても、併せて下請業者へ要請してください。

2 社会保険等への加入の徹底について

社会保険等への加入は、事業者及び労働者にとって法令上の義務であります。

新労務単価においては、労働者の加入に必要な社会保険料(本人負担分)が勘案されていることから、労働者に対して社会保険料を適切に含んだ賃金を支払うとともに、使用する労働者を社会保険等へ加入させるようお願いします。

また、下請契約を行う場合においても、社会保険料(事業主及び労働者負担分)相当額を適切に含んだ額で締結し、同様な対応をとるよう指導をお願いします。